

2024年5月31日

各位

株式会社北洋銀行

ほくようサステナブルファイナンスの取扱商品拡大について

株式会社北洋銀行(取締役頭取 津山 博恒)は、お客さまのサステナビリティ経営の取組み支援を強化し、持続可能な社会を実現するため、ほくようサステナブルファイナンスの取扱商品を拡大します。

今回の商品改定では、新たに私募債を調達方法としたほくようサステナブルボンドの取扱開始や、グリーンローン※1、ソーシャルローン※2 など環境・社会課題を解決するプロジェクトに対する資金調達について、新たに株式会社北海道二十一世紀総合研究所様、株式会社北海道共創パートナーズからセカンドオピニオンを取得するスキームによる取扱いが可能となります。

取扱商品の拡大にあたり、当行が独自に策定した「ほくようサステナブルファイナンス フレームワーク」に対し、株式会社格付投資情報センター様より、中堅・中小企業事業者が取組みやすい内容で設計され、企業規模に関係なくサステナビリティ活動のすそ野を広げる取組みであるとともに、国際的な原則やガイドラインに整合的かつ各原則等が期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成に沿う取組みである旨のセカンドオピニオン※3を取得しています。

当行は今後も、ほくようサステナブルファイナンスを通じ、北海道を営業基盤とする金融機関として環境・社会問題に前向きに取り組むお客さまを支援してまいります。

- ※1 グリーンローン・・・環境改善効果があるグリーンプロジェクトを資金用途とする商品
※2 ソーシャルローン・・・社会的効果のあるソーシャルプロジェクトを資金用途とする商品
※3 株式会社格付投資情報センター様によるセカンドオピニオンは別紙をご参照ください

記

【ほくようサステナブルファイナンスの概要について】

ほくようサステナブルファイナンス				
商品名	グリーンローン/ボンド ソーシャルローン/ボンド サステナビリティローン/ボンド	ポジティブインパクト ファイナンス	サステナビリティ・ リンク・ローン/ボンド	サステナブル経営支援 ローン/ボンド
形態	融資・私募債			
金額	50百万円以上			30百万円以上
資金用途	環境改善効果・社会的効果のある プロジェクトへの運転資金・設備資金	運転資金 設備資金		
関連する 国際原則	グリーンローン原則 ソーシャルローン原則	ポジティブ・インパクト 金融原則	サステナビリティ・ リンク・ローン原則	なし (当行独自商品)
目標の 設定	なし	ポジティブな影響拡大と ネガティブな影響縮小を 意図した目標	野心的なESG関連目標	有意義なESG関連目標
主 な 評価 機関	格付投資情報センター(R&I) 日本格付研究所(JCR) 北海道二十一世紀総合研究所(21総研) 北海道共創パートナーズ(HKP)	R&I	R&I JCR 21総研 HKP	21総研 HKP

以上



北洋銀行グループは、2018年12月「北洋 SDGs 宣言」を表明し、地域の持続的成長支援と社会的課題の解決に取り組んでおります。なお、SDGs に関連するプレスリリースには、該当するSDGsのアイコンを明示しております。

【SDGs】2015年の国連サミットで採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成される。



セカンドオピニオン

株式会社北洋銀行

2024年5月31日

ほくようサステナブルファイナンス
フレームワーク

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：左近充 直人

格付投資情報センター(R&I)は、北洋銀行が策定した融資フレームワーク「ほくようサステナブルファイナンスフレームワーク」(グリーン、ソーシャル、サステナビリティ・リンク・ローン形式)が、「グリーンローン原則 2023」(以下、GLP)「ソーシャルローン原則 2023」(以下、SLP)「サステナビリティ・リンク・ローン原則 2023」(以下 SLLP)¹及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2022年版)」(以下、GL・SLL ガイドライン)²が求める事項をどの程度充足するか確認した。本フレームワークはレポーティングの情報公開やサステナビリティ・リンク・ローン形式における野心性の判断プロセス等に関し、原則やガイドラインが求める水準を完全には満たさないものの、全体として原則やガイドラインの趣旨に沿った内容で設計されている。R&Iは本フレームワークが原則やガイドラインに対して整合的(一部は適合)であることを評価した。なお、フレームワークではローンだけでなく私募債も対象としている。私募債の元利払いを銀行が保証する銀行保証付私募債であり、原則の要求事項への対応やインセンティブ設計は、銀行保証に基づき北洋銀行と資金調達者の2者間で合意されることから、各ボンド原則・ガイドラインではなく、各ローン原則・ガイドラインとの整合性を確認した。R&Iの評価は本フレームワークに基づき組成される個別案件にはおよばない。オピニオンの構成は次の通りである。

■オピニオンの構成

1. オピニオンの位置づけ
2. 「ほくようサステナブルファイナンスフレームワーク」推進に係る北洋銀行のサステナビリティ方針
3. GLP、SLP、GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1)調達資金の用途
 - (2)評価と選定のプロセス
 - (3)調達資金の管理
 - (4)レポーティング
4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について
 - (1)KPIの選定
 - (2)SPTsの設定
 - (3)ローンの特性
 - (4)レポーティング
 - (5)検証
5. まとめ

¹ いずれもローン市場協会(LMA)、ローン・シンジケート・アンド・トレーディング協会(LSTA)及びアジア太平洋ローン市場協会(APLMA)の3者が策定

² 環境省が策定

1. オピニオンの位置づけ

北洋銀行は北海道に本拠地を置く地域銀行。道内では資金量・貸出金でトップシェアを維持するほか、地域銀行の中では資金量で全国 5 位、貸出金で同 6 位(いずれも 2023 年 3 月末時点)と、国内上位に位置する。事業規模に関わらず数多くの道内企業が北洋銀行をメインバンクと認識しており、その数は地域銀行の中でもトップクラスである。北海道における市場地位の高さから、北洋銀行が道内において金融インフラとして果たす役割は重要で、その事業活動が地域社会に与える影響も大きい。

北洋銀行が主力の営業基盤とする北海道は経済規模が大きく、道内総生産(2020 年度名目 GDP)は国内の約 3.5%を占め、全国で 8 番目の規模である。一方、産業構造という点では第 1 次産業と第 3 次産業の構成比が全国平均より高い。特に農林水産業や建設業のウエートが高く、製造業のウエートが低い傾向にある。地域経済の課題としては、足元では他地域同様の物価高、幅広い業種で直面する人手不足、中国の水産物禁輸や酷暑に伴う農業への悪影響といった景気下振れリスクが存在する。

北洋銀行グループは、人口減少の進展や地域産業が直面している問題等厳しさを増す環境を見据え、職員一人ひとりが果たすべき役割とそれを通じて北海道の未来に貢献する使命を明確にするため、2020 年 4 月に経営理念を「お客さま本位を徹底し、多様な課題の解決に取り組み、北海道の明日をきりひらく」へと刷新した。2023 年 4 月には、新中期経営計画「『新たな成長へのチャレンジ』～お客さま、地域と共に持続可能な成長を～」を策定し、人口減少に伴い縮小が懸念される北海道マーケットにおいて、道内企業や個人の顧客、地域社会のサステナビリティの実現をサポートすることが北洋銀行グループの使命と考え、新たな中期経営計画では「成長」と「環境・社会」をキーワードに、環境・社会への貢献投資と経済成長投資を両立し、顧客、地域と共に北海道の持続可能な成長に貢献することを目指している。

本フレームワークは北海道に根差した地域金融機関として、厳しい環境下で事業活動を行っている事業者を金融の面から支える取り組みの一環として策定されたもので、特に持続可能性の観点から顧客をサポートすることを意図している。幅広い事業者が本フレームワークに基づく融資を利用できるよう、GLP、SLP、SLLP、GL・SLL ガイドラインの趣旨を念頭に中堅・中小企業が取り組みやすい内容で設計している。

R&I は本フレームワークが GLP、SLP、SLLP、GL・SLL ガイドラインに対する整合性³について、また融資制度を実施する体制が準備されているかに関して第三者評価を提供する。

2. 「ほくようサステナブルファイナンスフレームワーク」推進に係る北洋銀行のサステナビリティ方針

北洋銀行は 2021 年 5 月にサステナビリティ方針を策定した。同方針のもと、「ESG 取組方針」および「SDGs に係る重点取組テーマ」を掲げ、全てのステークホルダーと地域社会・環境の持続的発展に貢献するとともに、北洋銀行グループの中長期的な企業価値の向上と持続的経営の実現に努めている。また、気候変動問題への対応として、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)提言」への賛同も表明している。



[出所:北洋銀行 ホームページ]

³フレームワークの骨格や考え方、業務プロセス・融資の実施体制を確認し、国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨に沿った内容でフレームワークが設計されているかについての意見である。

ガバナンス面では、頭取を委員長とするサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ方針に基づく活動の企画・推進・管理に関する事項、サステナビリティ方針に基づく活動のために必要と考えられるその他の事項について協議・報告を行い、サステナビリティ推進に関する取り組みの策定・進捗を一元的に管理している。

ESG や SDGs に関連する商品サービスとして、2021 年 5 月から顧客の SDGs に対する取り組み状況を整理し宣言書策定と取り組みに向けたサポートを行う「SDGs 宣言サポート」、2022 年 4 月からは顧客のサステナビリティ戦略の策定支援を行う「SDGs コンサルティング」をそれぞれ開始している。ファイナンスにおいては、2021 年 9 月からほくようサステナブルローンとして、外部評価機関に顧客を紹介し国際的な原則への適合性に関する第三者評価を取得するグリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンを自行単独で組成できる体制を構築し、2022 年 9 月からはソーシャルローン、サステナビリティローン、およびポジティブインパクトファイナンスの取扱いを開始している。

本フレームワークの策定はこれまで実施してきた施策の延長に位置付けられるもので、グリーン及びソーシャルファイナンス形式における資金使途、サステナビリティ・リンク・ローン形式での KPI は地域が抱える環境や社会に関する課題を考慮し選定される。ファイナンスを通じて顧客の持続可能な成長を支援することを目的とし、中堅・中小企業者が取り組みやすい内容で設計することで、企業規模に関係なくサステナビリティ活動のすそ野を広げるという点から見ても、北洋銀行のサステナビリティ方針等の趣旨に合致している。また国際的な原則や各ガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿う取り組みである。

3. GLP、SLP、GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&Iは北洋銀行が策定した融資フレームワーク「ほくようサステナブルファイナンスフレームワーク」のうち、グリーンファイナンス及びソーシャルファイナンスを対象に、グリーンローンやソーシャルローンを構成する4つの要素(調達資金の使途、評価と選定のプロセス、調達資金の管理、レポートング)について、対応する国際的な原則(GLP、SLP)やガイドライン(GL・SLL ガイドライン)における確認事項(「べきである」事項)を充足しているかを確認した。

4つの要素に関して、いずれも国際的な原則やガイドラインの確認事項の一部について完全に満たす内容になっていないが、全体として環境や社会にポジティブな改善効果を促す内容で設計されている。R&Iは評価対象のフレームワークが国際的な原則やガイドラインに整合的(一部は適合)であると評価した。

(1) 調達資金の使途

- ① 調達される資金は、明確な環境改善効果や社会課題解決への効果をもたらすグリーンプロジェクト又はソーシャルプロジェクトに充当されるか。

北洋銀行は、本フレームワークで対象とする融資の資金使途について、グリーンファイナンスは環境改善効果のあるグリーンプロジェクトへの設備資金、ソーシャルファイナンスは特定の社会的課題への対処や軽減に資するソーシャルプロジェクトへの設備資金と定義している。リファイナンス案件も継続的に環境や社会の面で改善効果が見込めるプロジェクトを検討対象としている。

資金使途の対象となるグリーン/ソーシャルプロジェクトは、原則やガイドライン等を踏まえ、以下の通り設定している。ソーシャルプロジェクトについては対象となる人々について借入人から説明を受けることとしている。以下から外れる資金使途であっても、国際的な原則やガイドラインに示されるカテゴリーを参考に、北洋銀行が環境改善又は社会的課題の解消等の成果が見込めると判断した事業やプロジェクトに関しては行内で個別に協議したうえで案件として採り上げる。北洋銀行において資金使途の適切性判断が困難な場合は外部機関に評価を依頼するか、本フレームワークに基づく融資ではなく通常融資として対応する。

【資金使途】

検討対象とするグリーンプロジェクト	検討対象とするソーシャルプロジェクト
再生可能エネルギーに関する事業	手頃な価格の基本的インフラ設備
省エネルギーに関する事業	必要不可欠なサービスへのアクセス
汚染の防止と管理に関する事業	食料の安全保障と持続可能な食料システム
クリーンな輸送に関する事業	社会経済的向上とエンパワーメント
上記以外のプロジェクトで個別に環境改善効果があると判断できる事業	上記以外のプロジェクトで個別に社会的課題への対処や軽減に資すると判断できる事業

借入人には資金を充当するプロジェクトがもたらす環境改善効果又は社会課題解決について、自ら定量的に計測可能な指標及び測定を設定することを求める。プロジェクト実施に伴い想定される環境面・社会面のネガティブインパクトについても対応方針等も北洋銀行が確認する。

営業店は借入人との対話を通じてサステナビリティに関する方針・戦略、プロジェクトの概要、資金使途、プロジェクトに充当する融資金額、プロジェクト実施による環境改善効果又は社会的効果、プロジェクト実施によるネガティブな影響とその対応策等を確認する。その内容は営業店から本部のソリューション部のサステナビリティ審査担当に報告され、同担当が対象案件の資金使途の妥当性等を原則やガイドラインに照らして総合的に評価し、案件としての取り組み可否を判断する。サステナビリティ審査担当は、本フレームワークに基づく融資業務に関して営業推進業務やクレジット判断とは異なる立場から関与する。なお、クレジット評価を担う融資部は案件のサステナビリティ性の判断に関与しない。

- ② 調達資金の使途に関する貸し手への事前説明がなされるか

営業店はカテゴリーやプロジェクトによる環境改善効果や社会的効果、及び想定されるネガティブインパクトに関して借入人から事前説明を受ける。説明内容はサステナビリティ審査担当にも共有される。

- ③ 調達資金の使途がリファイナンスである場合及び複数トランシェの一部がグリーン/ソーシャルローンである場合

本フレームワークに基づく融資案件において、ローンの複数トランシェの一部をグリーン又はソーシャルローンとする場合、トランシェを明確に指定し、適切な方法により追跡管理できるようにする。資金使途をリファイナンスとする場合のルックバック期間は適切に定められていることを確認した。リファイナンス時点以降の環境改善又は社会課題解決の効果についての確認は、新規プロジェクト同様にされる。

(2) 評価と選定のプロセス

- ① 環境面・社会面での目標や選定の基準を含む評価と選定のプロセスの事前説明がなされるか

一般にグリーンローンやソーシャルローンを組成する際、ローンを通じて実現しようとする環境面や社会面での目標のほか、調達資金の充当対象となるプロジェクトが目標に合致すると判断するための規準と判断プロセスの概要を借入人が貸し手に説明する。

本フレームワークに基づく融資案件は北洋銀行がフレームワークを策定するという点で一般のグリーンローンやソーシャルローンと異なる。ただ、借入人自ら意思決定し本フレームワークに紐づく融資に申し込むことや、北洋銀行も事前に対象プロジェクトの選定経緯を確認し資金使途の妥当性を判断するプロセスを採っている点を踏まえると、実質的には原則やガイドラインの趣旨に沿った設計がなされていると評価できる。

- ② 包括的な目標、戦略等への組み込みがなされるか

選定経緯を確認するプロセスにおいて、北洋銀行は借入人が当該プロジェクトによってもたらそうとする環境改善又は社会課題解決の効果や、対象プロジェクトと借入人の経営方針や事業内容が合致していることを確認する。プロジェクトの選定における専門性は北洋銀行がその役割を果たすこととなる。

本フレームワークに紐づく融資の主要顧客として北洋銀行が想定している企業が、サステナビリティ戦略等を明確な形で策定できるとは限らない。ただ、本フレームワークを利用することで、借入人がプロジェクトを通じて目指す効果及び事業における位置づけが明確となることが期待される。

(3) 調達資金の管理

- ① 調達された資金が確実にプロジェクトに充当されるか

フレームワークにおいて資金の管理方法は明確に定められている。北洋銀行は借入人からの要請を受け、請求書等のエビデンスや支払先情報を全て確認のうえ送金する、または支払実績を領収書等で確認することで対応する。すぐに資金充当されない際は対象プロジェクトに充当する専用口座が設定され、その他の事業資金と区別して管理される。資金の充当状況は支払い行為を通じて北洋銀行が管理する。

借入人が主体となり調達資金の管理を行う一般のグリーンローンやソーシャルローンとは異なるが、借入人にとっては本フレームワークを利用することで、実質的に原則やガイドラインが求める趣旨と同等の管理を受けることとなる。

(4) レポーティング

① 調達資金の使用方法等に関する報告及び一般的開示がなされるか

実行時に借入人から応諾が得られた場合、プロジェクト概要等に関して公表する。資金の充当完了までの間、営業店は借入人から年 1 回の頻度でプロジェクトの進捗状況、充当した資金の金額及び未充当金額、プロジェクトによる環境改善効果又は社会課題解決の効果に関する報告を受ける。レポーティング内容はサステナビリティ審査担当にも共有され、当初の想定と異なる大きな状況の変化があった場合は営業店を通じて影響および対応方針等を確認し管理する。

レポーティングにおいて借入人が対応すべき事項について、原則では貸付人に対する報告としている一方、ガイドラインでは借入人がグリーンローンとして表明する場合には貸し手に対する報告事項をさらに一般に開示するべきとしている。本フレームワークではレポーティングを公表しないケースも許容しているが、貸付人への報告は必須としている点を踏まえると全体として整合的な仕組みで設計されている。

② 環境改善効果・社会的効果に係る指標、算定方法等は適切か

フレームワークでは環境改善や社会課題解決の効果に係る指標及び算定方法を確認することとしている。その役割はグリーンローンやソーシャルローンの適切性を判断するサステナビリティ審査担当が担う。案件採り上げにあたっては同グループで確認作業が可能なプロジェクトかという点も考慮している。

4. SLLP 及び GL・SLL ガイドラインに対する整合性について

R&Iは北洋銀行が策定した融資フレームワーク「ほくようサステナブルファイナンスフレームワーク」のうち、サステナビリティ・リンク・ファイナンスを対象に、SLL を構成する 5 つの要素(KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポートニング、検証)について SLLP の確認事項(「べきである」として履行を求める項目)を、GL・SLL ガイドラインに関しては、同ガイドラインが挙げる SLL が備えることを期待される基本的事項(「べきである」事項)を SLLP の確認事項と対応付けて、充足しているかを確認した。

SLL を構成する 5 つの要素について、「ほくようサステナブルファイナンスフレームワーク」は SLLP の確認事項及び GL・SLL ガイドラインにおける期待される基本的事項の一部について、完全に満たす内容になっていないが、全体として SLL を通じた借入人のサステナビリティ向上を促す内容で設計されている。R&I は評価対象のフレームワークが SLLP や GL・SLL ガイドラインに整合的(一部は適合)であると評価した。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

KPI は脱炭素社会の実現に向けた項目を優先的に選定し、具体的には「温室効果ガスの排出量」、「再生可能エネルギー(利用量又は発電量)」などである。また、脱炭素社会の実現に向けた項目以外にも借入人の事業に関連する中核的かつ重要な項目で、環境課題や社会課題の解決に貢献する指標であれば、KPI の対象として個別に検討可能としている。

KPI は借入人だけでなく貸付人である北洋銀行も客観的に確認できるよう、定量的に測定可能であることを条件としている。

② KPI の重要性

KPI で優先する「温室効果ガスの排出削減」や「再生可能エネルギー(利用量又は発電量)」は地球温暖化緩和策において全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業のサステナビリティに関係するものである。本フレームワークのサステナビリティ・リンク・ファイナンスのメインテーマである「脱炭素」への取り組み支援とも合致する。KPI が脱炭素社会の実現に向けた項目以外が選ばれた場合でも、借入人のサステナビリティ向上につながる項目を条件としており、大企業以外の顧客であっても事業活動を通じて環境や社会へのポジティブなインパクトを拡大させることを狙いとしている。本フレームワークで選定される KPI の重要性に問題はない。

KPI の選定に係るプロセスは、営業店が中心となって借入人と対話し候補となる KPI の項目を洗い出し、本部のソリューション部が借入人の事業との関連性や環境・社会への影響等を考慮し KPI の適切性の有無を判断する。クレジット評価を行う融資部は KPI の選定に関与しない。借入人と貸付人である北洋銀行で整理した KPI は、北海道二十一世紀総合研究所など北洋銀行が適切と認める第三者機関が SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨を満たすかを確認するプロセスも組み入れており、KPI の適切性に客観性を持たせる設計となっている。KPI は北洋銀行及び同行が適切と認める第三者機関がその適切性を判断できる項目を選定するとしており、判断できない場合は本フレームワークに基づく融資は実行せず、より専門性を持つ外部評価機関への評価を活用した融資スキーム等を検討する。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs は KPI ごとに設定された野心的かつ定量的に測定可能な目標を融資期間にわたって原則毎年設定する。借入人に対しては、自社のサステナビリティ目標と SPTs に関連性を持たせることを求めている。

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点から判断される。判断にあたっては国内外における他社の既存 SLL 案件も参考にする

- A. 科学的根拠に基づくシナリオ分析や絶対的水準、国・地域単位又は国際的な目標との比較
- B. 同業他社や業界団体が定める目標との比較
- C. 借入人自身のトラックレコードや既に見込まれている将来の変動要因等を勘案した数値との比較

SPTs の野心性の有無は A→B→C の順に、達成面で難易度や野心性の説明がつかかをみて判断する。野心性の判断について、A で難しいようであれば、B で確認し、B でも難しければ、C で判断する。

SLLP では A～C の組み合わせに基づき野心性を判断し SPTs を設定すべきとしている。本フレームワークは基本的に A～C の 1 つの要素のみで野心性が判断される設計になっており、SLLP が求める要件を完全には満たさない。ただ、A～C は SLLP が挙げる野心性判断の観点と合致しており、GL・SLL ガイドラインが SLL に期待される基本的事項として挙げる「事前に設定する SPTs ベンチマークに関連して借り手のサステナビリティの改善に結びつけられているべき」にも配慮し野心性を判断するとしている。以上を踏まえると、SPTs の野心性に関しては担保されると考えられる。

③ SPTs の達成手段と不確実性要素

KPI の選定及び SPTs の設定のプロセスを通じて、借入人のサステナビリティ目標と目標達成に向けた具体的取組みの意志及び計画を確認する。SPTs 達成のための施策及びネガティブ要素を始めとする不確実性はこのプロセスを通じて洗い出すよう設計されている。

④ SPTs の妥当性

SPTs の設定は KPI の選定とあわせて、借入人、北洋銀行の営業店及びソリューション部がディスカッションし、借入人の事業内容等を考慮しながら検討する。野心性の判断はソリューション部が判断する。クレジット評価を行う融資部は SPTs の設定に関与しない。KPI の選定と同様、借入人と北洋銀行で検討した SPTs は、北洋銀行が適切と認める第三者機関が野心性を確認するプロセスを組み入れており、SPTs の妥当性に客観性を持たせる設計となっている。第三者機関は北洋銀行に対し、KPI や SPTs の妥当性等に関するセカンドオピニオンを提出し、北洋銀行は第三者機関の意見結果及びクレジット評価を踏まえ、最終的に融資実行を判断する。

KPI の選定と同様、SPTs も北洋銀行及び同行が適切と認める第三者機関がその野心性を客観的に判断できるものを設定する。A～C を通じて、北洋銀行及び同行が適切と認める第三者機関において野心性の判断が難しい場合は本フレームワークに基づく融資は実行せず、より専門性を持つ外部評価機関への評価を活用した融資スキーム等を検討する。以上を踏まえると、フレームワークは SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿った SPT が設定されるよう設計されていると考える。

(3) ローンの特性

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、SPTs の達成状況を原則毎年確認し、達成状況に応じて利率(私募債の場合は元利払いに対する銀行保証の保証料率)のステップ・アップ/ダウンまたは財務的なインセンティブ(環境保全活動等を目的とする団体等への寄付等)と連動する設計としている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は次の金利適用期間でのインセンティブ適用はない。インセンティブに関する内容(SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等)は顧客と締結する金銭消費貸借契約書等と併せて締結する債権書類等に明記される。達成時の金利引き下げ幅は上限・下限の水準を設け、個別契約ごとに設定される。R&I は SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すという点で十分な水準であり、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件を満たすことを確認している。

(4) レポーティング

借入人はフレームワークでは債務の履行が完了するまでの間、原則年一回、融資実行にあたって締結した契約内容に基づき、SPTs の達成状況を北洋銀行に報告する。レポーティング内容は北洋銀行が適切と認める第三者機関にも共有される。借入人のウェブサイト等におけるレポーティング内容の公表は借入人が任意で選択する。北洋銀行は借入人からレポーティング内容の公表の必要性を聞かれた際には公表を推奨する。

SLLP において借入人は少なくとも年一回、貸付人が SPTs の達成状況のモニタリングを行う際に、その野心的な内容が保たれ借入人の事業と関連性があると判断するのに十分な最新状況を貸付人に提供すべきとしている。GL・SLL ガイドラインも同内容を期待される基本的事項に挙げている。本フレームワークは借入人に対して、レポーティングの際にはエビデンスやデータ等北洋銀行が SPTs の達成状況等を確認できる材料を提出することを求めており、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める要件を満たす。一方、GL・SLL ガイドラインにおける「借入人が調達したファイナンスを SLL として表明する場合、貸付人に対する報告事項を一般に開示すべき」という点は借入人の任意としている。ただ、本フレームワークによるローンは原則やガイドラインに適合した外部評価を取得した SLL ではないことを北洋銀行から借入人に説明するとしており、GL・SLL ガイドラインにおける一般開示を要件とはしない。

(5) 検証

借入人から受領したレポーティングはソリューション部及び融資部で要件を確認した後、北洋銀行が適切と認める第三者機関が内容全般について検証を行う。第三者機関はレポーティング報告時に借入人が提出するエビデンスやデータ等を使用して検証し、その内容の詳細をまとめた帳票(レビューシート)を北洋銀行に提出する。北洋銀行は検証結果を確認し、SPTs の達成状況に応じて、ソリューション部が利率のステップ・アップ/ダウンや財務的なインセンティブを判断し、営業店にオペレーション等の実施を指示する。

フレームワークでは借入人に対し検証可能な資料の提出を求めており、SPTs 達成に関する定量的な確認は北洋銀行が求める水準でなされるものと考えられる。検証業務には第三者機関も関与しており、独立した外部機関による検証を求める SLLP の要求事項を満たす。一方、検証結果の情報開示に関しては、レポーティング同様、借入人の任意に委ねられる。検証結果が全ての借入人において公表されない点は SLLP が求める検証結果の公表に関する要求を完全には満たしていないが、レポーティングと同様の整理ができる。

5. まとめ

評価対象の融資フレームワーク「ほくようサステナブルファイナンスフレームワーク」は持続可能な社会の実現に向け、地域の企業のサステナビリティ活動を推進・支援することを目的として、規模や業種を問わず利用しやすい内容でフレームワークを策定している。

本フレームワークについて、R&Iは各ファイナンスを構成する要素に対し国際的な原則や環境省のガイドラインが求める事項をどの程度充足するかを確認した。グリーンファイナンス、ソーシャルファイナンスに関しては、調達資金を充当する対象事業は原則やガイドラインが求める方法に沿って評価する内容で設計されている。評価と選定のプロセス及び資金管理は貸付人である北洋銀行側からの設定となっているが、フレームワークに沿った融資を利用することで、借入人は国際的な原則や環境省のガイドラインの趣旨を実質的に満たしていると評価できる。サステナビリティ・リンク・ファイナンスは、SPTs の野心性判断のプロセスやレポーティング及び検証結果の情報公開の部分で、SLLP や GL・SLL ガイドラインが求める水準を完全に満たさない部分が一部あるものの、KPI の選定、SPTs の設定及び野心性判断の基準、インセンティブ設計、レポーティングや検証内容に関する北洋銀行への報告義務、検証業務における第三者の関与という点を踏まえると、全体として、本フレームワークは SLLP や GL・SLL ガイドラインの趣旨に沿ったフレームワークの骨格や考え方、業務フローが設計されている。以上を踏まえ、R&I は本フレームワークが国際的な原則や国内のガイドラインに整合的(一部は適合)であると評価した。

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。